

委員会発案第 3 号

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出
について

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書（案）を、地方自治法第
109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり
提出します。

平成28年12月16日提出

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 湊 貴 信

(別紙)

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書（案）

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしている。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善に当たるべきである。

多くの介護施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配している(厚生労働省「介護事業経営実態調査」)。そのような状況でも、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準の大幅な引き上げ労働環境の改善を図る事は離職防止を進める上でも重要な課題となっている。国は、介護職員の低賃金の改善を図るためとして、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化した。しかし、同時に基本報酬が4.48%も引き下げられており、介護事業所の倒産が過去最多となるなど(東京商工リサーチ調べ)、事業所の運営にも深刻な影響が出ている。このような状況の中で、事業所の継続のために賃金・労働条件の見直しや体制の引き下げなどを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている(中央社保協「介護事業所アンケート」)。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。国の責任で人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立を実現させるために、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- ・介護職員を初めとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。

平成28年12月 日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財 務 大 臣 様
秋 田 県 知 事 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫